

銀行秘密法/ アンチ・マネーロンダリング 検査マニュアル

連邦金融機関検査協議会 (FFIEC)
連邦準備制度理事会 (FRB)、連邦預金保険公社 (FDIC)、
全国信用組合管理機構 (NCUA)、通貨監督庁 (OCC)、
消費者金融保護局 (CFPB)、国家連携委員会 (SLC)

2020年4月改訂

目次

検査範囲および計画	1
検査範囲および計画：序文(2020年4月).....	1
リスク重視のBSA/AML監督(2020年4月).....	3
リスク重視のBSA/AML監督に関する検査手順(2020年4月).....	8
BSA/AML検査計画の策定(2020年4月).....	10
BSA/AML検査計画の策定に関する検査手順(2020年4月).....	12
BSA/AMLリスク評価	13
BSA/AMLリスク評価(2020年4月).....	13
BSA/AMLリスク評価の検査手順(2020年4月).....	18
BSA/AMLコンプライアンス・プログラムの評価	19
BSA/AMLコンプライアンス・プログラムの評価(2020年4月).....	19
BSA/AMLコンプライアンス・プログラムの評価に関する検査手順(2020年4月).....	22
BSA/AMLの内部統制(2020年4月).....	23
BSA/AMLの内部統制に関する検査手順(2020年4月).....	25
BSA/AMLの独立テスト(2020年4月).....	26
BSA/AMLの独立テストに関する検査手順(2020年4月).....	29
BSAコンプライアンス担当者(2020年4月).....	31
BSAコンプライアンス担当者に関する検査手順(2020年4月).....	33
BSA/AMLのトレーニング(2020年4月).....	34
BSA/AMLのトレーニングに関する検査手順(2020年4月).....	36
結論および検査の完了	37
結論および検査の完了(2020年4月).....	37
結論および検査の完了に関する検査手順(2020年4月).....	42

検査範囲および計画

検査範囲および計画：序文

目標：

各銀行のマネーロンダリングやテロリスト資金供与(ML/TF)(以下“ML/TF”とする)、その他の不正金融活動に関するリスク・プロファイルを理解すること。各銀行のリスク・プロファイルに基づき、リスク重視の検査範囲を定め、銀行秘密法/アンチ・マネーロンダリング(BSA/AML)検査計画を文書化すること。

検査官は、各銀行が策定した銀行秘密法/アンチ・マネーロンダリング(BSA/AML)コンプライアンス・プログラムが適切であるかを、各銀行のリスク・プロファイルに基づいて評価するとともに、BSAの規制要件に対する銀行のコンプライアンスが適切であるかを評価する。検査範囲を定め、計画を立案するプロセスを概観することで、検査官は、マネーロンダリングやテロリスト資金供与(ML/TF)、その他の不正金融活動に関する銀行のリスク・プロファイルを理解することができる。また、同プロセスの概観により、検査官は、リスク管理の実行過程やBSA要件に対するコンプライアンスのレビューに際して、ML/TFやその他の不正金融活動における最大のリスクに焦点を定めることができる。検査官は、銀行がこれらのリスクを特定、測定、モニタリング、および管理するための、またBSA規制要件を遵守するための適切なプロセスを策定し、実行しているかを評価する。

検査範囲を定め、計画を立案するプロセスには、BSA/AML検査に携わる人材、例えば技術的専門性に関するニーズの判断や、完了すべきBSA/AML検査・テスト手順の特定が含まれる。連邦銀行規制機関では概して、高リスク領域により多くのリソースを割り当て、低リスク領域にはより少ないリソースを割り当てている。当マニュアルの各セクションでは、全体を概観する序文に続いて、検査官が必要に応じて用いるための検査・テスト手順について記述している。

可能な限り、検査を実施する前に、検査範囲を定め、計画を立案するプロセスを完了すべきであるが、同プロセスの段階では得られない情報もあり得る。BSA/AML検査の範囲は各銀行によって異なるため、あらかじめ各銀行のリスク・プロファイルに適合させておく必要がある。検査範囲の決定に際して考慮すべき、その他の要因としては、当該銀行の規模や複雑性、組織の構造が挙げられる。また、検査の依頼状は、あらかじめ計画した検査範囲に合わせておくこと¹。

検査範囲を定め、計画を立案するプロセスは、通常、各銀行のBSA/AMLリスク評価や独立テスト(監査)、過去の検査から得られた分析及び結論、オフサイトで進行中のモニタリングプロセスを通じて得られるその他の情報、各銀行から受信した

依頼状の項目などをレビューすることから始まる²。「検査範囲および計画」のサブセクションでは、検査官が各銀行のリスク・プロファイルを理解し、BSA/AML検査計画を策定する上で役立つ情報を提供する。

BSA/AMLコンプライアンスを促進する上で、多くの銀行がテクノロジーに依拠していることから、検査範囲を定め、計画を立案するプロセスには、当該銀行のBSA/AMLコンプライアンス・プログラムにおいて用いられている情報テクノロジーのソース、システム、およびプロセスを理解する過程が含まれる。こうした情報は、検査官が、検査範囲を定め計画を立案するプロセスにおいて、追加的な検査官の専門性が保証されているかを判断する助けとなる。

外国資産管理局 (OFAC)の規制はBSAには含まれないため、各検査サイクルにおいてOFACのレビューは必要とされない。しかし、OFACコンプライアンス・プログラムは、BSA/AML検査と合わせて評価されることが多い。OFACコンプライアンスのレビューを検査範囲に含めるかを決定する際に検討すべき要因としては、各銀行のOFACリスク・プロファイル、特に国際取引の件数、金額、およびタイプや、当該銀行の規模や複雑性、組織構造が挙げられる。また、OFACに関する連邦銀行規制機関の主たる役割は、OFACの管理する法規制へのコンプライアンスに関する各銀行の方策や、手順、プロセスが十分であることを評価することであって、明らかなOFAC違反を特定することではない³。OFACコンプライアンスがレビューに含まれる場合には、検査官は、当該銀行のOFACリスク評価や関連する独立テストもレビューして、レビューの適切な範囲を決定する。詳細に関しては、外国資産管理局 (OFAC)のセクションを参照のこと。

¹当マニュアルの目的に照らして、依頼状とは、検査前の要請リストや初日の要請書をも意味する。

²当マニュアルの目的に照らして、「独立テスト」と「監査」は同義で用いられている。

³OFAC規制に対する違反はOFACが決定する。

リスク重視のBSA/AML監督

目標:

各銀行のリスク・プロファイルに基づいて、当該銀行のBSA/AMLコンプライアンス・プログラム、およびBSA規制要件に対するコンプライアンスが適切であるかを評価する上で必要な、BSA/AML検査活動を定める。

規制当局は、BSA/AML検査の計画立案および実行に際して、リスク重視のアプローチを用いる。同アプローチは、「BSA/AML監督におけるリスク重視のアプローチに関する共同声明」においても強く推奨されている⁴。検査官は、各銀行のリスク・プロファイルに基づいて、各銀行のBSA/AMLコンプライアンス・プログラム、およびBSA規制要件に対するコンプライアンスが適切であるかを評価する。各銀行を評価するために必要なBSA/AML検査活動の範囲は、概して、当該銀行のリスク・プロファイル、およびリスクを特定、測定、モニタリング、管理するとともに、潜在的なML/TFやその他の不正金融活動を報告する、リスク管理プロセスの質によって決まる。各銀行の規模や複雑性、組織構造は様々に異なることから、各銀行は固有のリスク・プロファイルを有しておりBSA/AML検査の範囲は各銀行によって異なる。

リスク重視のBSA/AML検査を実行するためには、検査官は、検査・テスト手順などの検査計画を、各銀行のリスク・プロファイルに適合させる必要がある。各銀行のリスク・プロファイルを理解するために、検査官は取得可能な情報、例えば以下に挙げるような情報を検討する。

- 各銀行のBSA/AMLリスク評価
- 独立テストや監査
- 過去の検査から得られる分析結果や結論
- 独立テストや監査の結果および検査結果への経営陣の対応、例えば現時点での課題の状況など
- オフサイトで進行中のモニタリング
- 依頼状に応じて当該銀行から得られた情報
- 当該銀行とのその他の通信内容
- 金融犯罪取締ネットワーク（FinCEN）から得られるBSAに関する報告。

⁴ 「BSA/AML監督におけるリスク重視のアプローチに関する共同声明」は、連邦準備制度理事会(Federal Reserve)、連邦預金保険公社 (FDIC)、金融犯罪取締ネットワーク (FinCEN)、全国信用組合管理機構 (NCUA)、通貨監督庁(OCC)により、2019年7月22日に発行。

以下に詳述するように、検査官は、リスクを特定、測定、モニタリング、管理する当該銀行の能力を評価する際、当該銀行のBSA/AMLリスク評価、および独立テストをレビューする。BSA/AML検査・テストにおいて実行する手順を決定する際には、あらゆるリスク領域（商品、サービス、顧客、および当該銀行が業務活動を行う地理的拠点）を適切に考慮しテストした、BSA/AMLリスク評価や独立テストを用いる⁵。

BSA/AMLリスク評価

BSA/AMLの検査範囲を定め、計画を立案するプロセスは、各銀行のBSA/AMLリスク評価に対する検査官のレビューに基づいて行われる。BSA/AMLリスク評価に含まれる情報は、検査官が当該銀行のリスク・プロファイルを理解し、検査範囲のリスクに着目し、当該銀行のBSA/AMLコンプライアンス・プログラム全般やBSA規制要件に対するコンプライアンスが適切であるかを評価する助けとなる。

BSA/AMLリスク評価 セクションでは、各銀行の業務活動におけるML/TFやその他の不正金融活動のリスクを適切に特定するリスク評価プロセスを、当該銀行が策定したかを検査官が検証するための、情報や手順を提供する。当該銀行がBSA/AMLリスク評価を策定していない場合、経営陣とそれについて協議する必要がある。また、当該銀行がBSA/AMLリスク評価を完了していない場合や、策定されたBSA/AMLリスク評価が不相当である場合には、検査官が当該銀行のためのBSA/AMLリスク評価を策定しなければならない。

独立テスト

検査官は、あらゆる範囲や補助的な監査調書を含む、各銀行のBSA/AMLコンプライアンス・プログラムに関する独立テスト(監査)報告を取得し、評価する。独立テストは、内部の監査部局、外部の監査役、コンサルタント、その他の資格を有する独立した事業者（当該銀行におけるテスト対象の機能やその他のBSA関連機能に携わっておらず、利益相反や独立性の欠如の懸念のない人材）によって行われる。独立テストの結果は、取締役会または、主として、あるいは完全に、外部の理事からなる任命された委員会に、直接報告される。

⁵必要に応じて、検査官はこれらのリスク領域の諸側面について検討する。例えば、リスクに影響を及ぼす可能性のある、取引活動（振込活動の件数や金額など）や、流通チャネル（モバイルバンキングや第三者企業など）など。

検査官は、独立テストの範囲や品質から、当該銀行に特有のリスクや、それらのリスクの管理・統制方法、当該銀行のBSAコンプライアンスの状態に関する情報を得る。独立テストの報告や補助的な監査調書は、監査範囲、および独立テストの一環として行われた、取引に関するテストの質や量を検査官が理解する助けとなる。またこうした知識は、より多く（あるいはより少なく）レビューが必要な領域や、追加の検査・テスト手順が必要な事象を特定し、それによって、検査官がBSA/AML検査計画におけるリスクに焦点を当てる助けとなる。

銀行の独立テストが適切である場合、そこから得られた知見を活かすことによって、当該銀行のBSA/AMLコンプライアンス・プログラムの評価に必要な検査領域やテストの規模を縮小することも可能である。当該銀行の独立テストが適切であるかを検証する際には、検査官は、テストの独立性が保たれており、当該銀行の業務活動におけるあらゆるML/TFやその他の不正金融活動のリスクが適切に評価されているかを検証する。また検査官は、当該銀行の独立テストから得られた知見を活かすために、適切な独立テストの範囲および補助的監査調書へのアクセスが可能でなければならない。詳細については、[BSA/AML独立テスト](#) セクションを参照のこと。

FinCENより取得可能なBSA報告

FinCEN Queryは、あらゆるBSA報告にアクセス可能なシステムである。BSA/AML検査計画には、各銀行が提出したBSA報告の分析も含まれる。例えば、定められた期間における、疑わしい取引の報告(SARs)、通貨取引報告(CTRs)、CTRの免除が挙げられる。疑わしい取引の報告(SARs)、通貨取引報告(CTRs)、CTR免除は、FinCEN Queryからエクスポート、ダウンロードでき、また直接オンラインで取得することもできる。各連邦銀行規制機関には、これらのデータをFinCEN Queryから取得する権限を持つスタッフがいます。検査官がFinCEN Queryに検索依頼をする際には、検査開始日より前に自機関内の適切なスタッフにコンタクトをとり、依頼した情報を取得する。

銀行が最近他行を買収あるいは合併した場合には、検査官はその対象銀行の疑わしい取引の報告(SARs)、通貨取引報告(CTRs)、およびCTR免除データをも取得する⁶。

⁶銀行が、BSA提出義務のあるノンバンク金融組織（例えば保険会社、金融サービス事業、仲買業者）と合併する場合には、検査官はFinCEN Queryから関連報告を取得する。

FinCEN Queryからダウンロードした情報は、以下の点で検査官に役立つため、検査にとって重要である。

- 取引量の多い顧客の特定。
- 提出された疑わしい取引の報告(SARs)の取引量や特徴の特定。
- 高頻度で疑わしい取引の報告(SARs)に含まれる対象の特定。
- 通貨取引報告(CTRs)やCTR免除の取引量や性質の特定。
- 必要に応じて、検査すべき口座、取引、BSA報告の選択。

連邦銀行規制機関は、疑わしい取引の報告(SARs)や通貨取引報告(CTRs)の申告において対象の取引量や規定量を定めない。検査官は、疑わしい取引の報告(SARs)や通貨取引報告(CTRs)の件数が他行より少ないという理由で、当該銀行を非難しない。しかし、検査の一環として、BSA報告の量や質に大きな変化が見られた場合には検討対象とし、それらの変化の潜在的な原因を評価する。

FinCEN Queryから得られる情報は取扱いに注意が必要であり、ある程度の機密性を持つため、取得および利用は、検査官の任務遂行目的に限られる。FinCEN Queryから得られた情報の提供は、特定の法的規制の対象となる。したがって、検査官は、FinCEN Queryから得られた情報を評価する際に、「FinCEN銀行秘密法情報の再提供に関する指針」および「FinCEN銀行秘密法情報アクセスセキュリティ計画」を遵守しなければならない。これらの文書は、各機関のFinCEN Query担当者から取得可能であり、FinCEN Queryにアクセスする者がレビューすべきである。

リスク重視のテスト

検査官は、各銀行のリスク・プロファイルに照らして、銀行のBSA/AMLコンプライアンス・プログラム、およびBSA規制要件に対するコンプライアンスが適切であるかを評価するテストを行う。また、検査官は、各銀行の方針や手順、プロセスの実行を評価するとともに、BSAコンプライアンスに用いられる管理、情報テクノロジーのソース、システム、およびプロセスを評価するテストを行う。

BSA/AML検査で行われるテストは、リスク重視であるとともに、特定の取引についてのテストや、分析的レビュー、その他のレビューの形態をとる場合もある。また、検査官は、BSA/AML検査の各サイクルにおいて、テストを行わなければならない。その際には、いずれの規制要件にも焦点を当てる可能性があり、BSA/AMLコンプライアンス・プログラムの様々な領域について検証を行うが、必ずしもすべての法規制やBSA領域を検査する必要はない。取引についてのテストが、特定の取引や報告のレビューを含むのに対し、分析的レビューはより概要レベルであり、通常、取引や報告の詳細を必要としない。例えば報告書の分析などがそれに該当する。

リスク重視の検査アプローチのもとでは、テスト用に抽出したサンプルの規模や構成、およびテストのタイプを、当該銀行のリスク・プロファイルや検査範囲に適合させる必要がある。通常、検査官は一連の検査において様々な領域のテストを行うが、過去の検査による知見や、当該銀行のリスク・プロファイルやリスク評価に基づいて、同一領域のテストを連続的な検査内で行い、その際の変化・変更点の検討などを行うことも望ましい。また、銀行組織が比較的小規模で複雑性も低く、ML/TFやその他の不正金融活動のリスク・プロファイルも低い場合には、テストの範囲やタイプを縮小する。テストの例としては、以下が挙げられる。

- 疑わしい取引のアラートをサンプリングし、（概要レベルで）検査プロセスについてスタッフと協議し、疑わしい取引の報告(SARs)提出に関する意思決定プロセスをレビューする。
- 疑わしい取引の報告(SARs)や通貨取引報告(CTRs)などの報告書が完全かつ正確であるかを検証。
- 提出された通貨取引報告(CTRs)を、当該銀行の大規模現金取引報告上で確認できる報告可能な取引と比較。
- 年次の報告可能な現金取引のレビューによって、適格なフェーズIIのCTR免除顧客（リスト化されていない事業）が適切に免除されているかを検証。
- 当該銀行が、新規口座のサンプルについて、顧客認証プログラム(CIP)を収集し、確認したか、および顧客デュー・デリジェンス(CDD)データを収集したかを検証。
- 当該銀行が、法人顧客のサンプルについて、内部報告と顧客ファイルとの比較によって、受益所有権情報を収集したかを検証。
- 取締役会や委員会の議事録のレビューにより、取締役会、あるいは任命された委員会に、独立テストの結果が報告されたかを検証。
- スタッフのトレーニング記録と、当該銀行のトレーニング方針に定められた基準との比較。

実行するテストを決定する際には、検査官は当該銀行の事業戦略や地理的拠点、取引活動、商品、サービス、顧客のタイプ、業務活動、テクノロジーなどの変更点について検討する。前回のBSA/AML検査後に、こうした領域において大きな変更点のあった銀行については、BSA/AMLコンプライアンス・プログラムが適切であるかを検証するために、より広範なテストが必要である可能性がある。

各銀行が適切な方針や手順、プロセスを備え、それらに則って活動しているかを評価するために、十分なテストを行わなければならない。テストの手順については、当マニュアルの具体的な検査手順のセクションにて記述している。検査官は、BSA/AML検査計画に、実施するテストの範囲やタイプに関する理論的根拠を明記する。テストの範囲は、検査活動の一環として特定された課題や関心事に応じて、拡大する可能性がある。その際には、検査官は、テスト範囲を変更する理論的根拠についても明文化する。

リスク重視のBSA/AML監督検査手順

目標：

各銀行のリスク・プロファイルに照らして、BSA/AMLコンプライアンス・プログラム、およびBSA規制要件に対する当該銀行のコンプライアンスが適切であるかを評価する上で必要な検査活動の決定。OFAC規制が検査範囲に含まれる場合には、OFACコンプライアンスが適切かを検査する活動も定める。

1. 必要に応じて、以下の文書を取得し、レビュー。

- 過去の検査報告、補助的監査調書、過去に特定されたBSA関連の課題に対する経営陣の対応、次回検査に向けた提言。
- 銀行がBSA/AMLリスク評価を完了させていた場合、同評価を取得する。当該銀行がBSA/AMLリスク評価を策定していなかった場合には、検査官が策定しなければならない。詳細については、[BSA/AMLリスク評価](#) セクションを参照のこと。
- 銀行の内部および外部のBSA/AML独立テスト(監査)報告。いかなるテスト範囲も、補助的監査調書も含む。
- 独立テストや監査の結果、検査結果に対する経営陣の対応。現時点での課題の状態を含む。
- オフサイトで進行中のモニタリングプロセスから得られるその他の情報や、依頼状に応じて銀行から受け取った情報。以下の情報が含まれる。
 - FinCENから取得できるBSA報告。
 - BSA/AMLコンプライアンス・プログラムに関する検査期間に得られた、その他の情報や通信内容。例えば、当該銀行が通貨取引や疑わしい取引に対して行うモニタリングや報告に用いられるシステムやプロセス、法執行機関による取り調べや介入、高リスクの銀行業務活動。

2. 独立テストが適切であったか、および同テストを当該銀行のBSA/AMLコンプライアンス・プログラムやBSA規制要件に対するコンプライアンスの評価に活用できるかを検証。また、独立テストが適切であるかの検証に際して、テストの独立性が保たれていたか、および当該銀行の業務活動におけるML/TFやその他の不正金融活動のリスクを適切に評価できているかを検討。さらに、必要な独立テスト範囲や補助的監査調書へのアクセスが提供されているかを検討。

3. 疑わしい取引の報告(SARs)、通貨取引報告(CTRs)、およびCTR免除に関する情報のレビュー。必要に応じて、さらにテストを行うべきかを検討すべき口座の検証。また通常と異なるパターンとして、以下の情報を検討および分析。

-
- 取引量の多い顧客
 - 提出された疑わしい取引の報告(SARs)の取引量や特徴
 - 高頻度で疑わしい取引の報告(SARs)に含まれる対象
 - 通貨取引報告(CTRs)やCTR免除の取引量や性質
 - 当該銀行の商品やサービス、規模、資産や預金の増加、地理的拠点に照らした、疑わしい取引の報告(SARs)や通貨取引報告(CTRs)の取引量
4. 当該銀行とその監督機関との間の通信内容のレビュー。担当検査官やその他の検査スタッフによって完了していない場合に行う。加えて、当該銀行とその監督機関が、BSA/AMLコンプライアンスに関して、外部の規制機関や法執行機関とやりとりした通信内容のレビュー。とくに、FinCENから受け取った通信内容は、検査に関連のある情報をもたらす可能性がある。例えば以下のような情報が挙げられる。
- FinCENのBSA E-FilingSystemからの疑わしい取引の報告(SARs)、通貨取引報告(CTRs)、CTR免除の提出エラー。
 - FinCENや州機関により発せられた課徴金。
法執行機関からの召喚状、差し押さえ、「公開」要請。
 - 財務長官や米国司法長官の命令に応じた、コルレス勘定を保有する非協力的な外国顧客に対する強制的な口座凍結の通知。
 - 必要と関連に応じて、当該銀行が極めて有用な情報を提供したことを認める法執行機関からの通達。
 - 必要と関連に応じて、法執行機関の関わる情報交換への参加。
5. BSA/AMLコンプライアンス・プログラムに用いられる銀行の情報テクノロジーのソース、システム、プロセスのレビュー。追加的な検査内容の専門性が保証されているかを検証するために用いる。
6. 検査範囲に含まれている場合には、OFACの管理する法規制に対するコンプライアンスのための銀行の方針や手順、プロセスのレビュー。これには、当該銀行のOFACリスク評価、OFACコンプライアンス・プログラムの独立テスト、および当該銀行とOFACとの間のあらゆる通信（例えば、禁止取引に関する定期的な報告や、必要に応じて、凍結資産に関するOFAC年次報告、任意の情報公開、およびOFACからの警告やノーアクションレター）が含まれる。さらに、OFACコンプライアンス・プログラムに用いられる銀行の情報テクノロジーのソース、システム、プロセスのレビュー。これは、追加的な検査内容の専門性が保証されているかを検証するために用いられる。

BSA/AML検査計画の策定

目標：

銀行のリスク・プロファイルに基づき、BSA/AML検査計画を策定および文書化。これには、BSA/AMLの検査およびテストで実施する手順を含む。

検査官は、適切な検査・テスト手順を実施することで、各検査サイクルにおいて、銀行のBSA/AMLコンプライアンス・プログラムをレビューしなければならない⁷。BSA/AML検査計画は、検査の結果によって調整する必要があるが、当初の検査計画は、検査官が各銀行のリスク・プロファイルに照らして、当該銀行のBSA/AMLコンプライアンス・プログラム、およびBSA規制要件に対する当該銀行のコンプライアンスが適切であるかを評価する上で必要な、検査・テスト手順を確立する助けとなる。

検査官は、当マニュアルの [リスク重視のBSA/AML監督](#) セクションで取り上げた情報のレビューに基づいて、最初のBSA/AML検査計画を策定および文書化する。その際検査官は、少なくとも、当セクション(BSA/AML検査計画の策定)、および [リスク重視のBSA/AML監督](#)、[BSA/AMLリスク評価](#)、[BSA/AMLコンプライアンス・プログラムの評価](#)、[結論および検査の完了](#)の各セクションで取り上げた検査・テスト手順を用いて、BSA/AMLコンプライアンス・プログラムが適切であるかを評価する。

最低限の検査・テスト手順に加えて、当該銀行のBSA/AMLコンプライアンス・プログラム、およびBSA規制要件に対する当該銀行のコンプライアンスが適切であるかを評価する上で必要となる、追加の検査・テスト手順を決定する際には、以下の要因について検討する。

- 当該銀行のリスク・プロファイル、規模や複雑性、組織構造。
- 独立テストの質。
- 当該銀行のBSA/AMLコンプライアンスの担当者や担当部署の変更。
- 当該銀行の拡大政策。
- イノベーションおよび新テクノロジー⁸。
- その他の関連要因。

⁷ the Federal Deposit Insurance Act (連邦預金保険法) 第8(s)項、およびthe Federal Credit Union Act (連邦信用組合法) 第206(q)項により、各監督サイクルにおいてBSA/AMLコンプライアンス検査を行うことが求められている。([12 USC 1818\(s\)](#); [12 USC 1786\(q\)](#))

⁸ Federal Reserve、FDIC、FinCEN、NCUA、OCCによる「マネーロンダリングおよびテロリスト資金供与に対する革新的対策に関する共同声明」、2018年12月3日。

検査官は、「BSA規制要件に対するコンプライアンスの評価」セクションに記述した検査・テスト手順のうち、いずれかが当該銀行の検査に適しているかを検討する。当該銀行の商品やサービス、顧客、地理的拠点に特有のBSA/AML検査・テスト手順については、「マネーロンダリングおよびテロリスト資金供与に関連するリスク」を参照。あらゆる銀行やあらゆる検査に対して、すべての検査・テスト手順を行う必要はない。検査の開始後に、その結果に応じて検査計画に変更が生じた場合、検査官はいかなる変更点についても文書記録化する。

検査官は、規模が大きく複雑な銀行機関に対しては、BSA/AMLコンプライアンスを評価する監督計画やサイクルを通じて、様々なタイプのBSA/AML検査やレビューを実施する。こうしたレビューは、当該銀行のBSA/AMLコンプライアンス・プログラム、およびBSA規制要件に対する当該銀行のコンプライアンスの評価に用いられるが、その際、当該銀行のBSA/AMLリスク評価や独立テスト、過去のBSA/AML検査結果に基づいて、複数のビジネスラインや顧客タイプ（例えば、プライベート・バンキングや貿易金融、外国コルレス銀行関係、通貨交換）、銀行システム（例えば、疑わしい取引モニタリングや顧客デュー・デリジェンス（CDD））に焦点を当てて行われる可能性がある。

検査官は、検査計画における活動範囲に基づいて、検査に携わる人材に関するニーズを判断する。また、当該銀行組織のリスクおよび複雑性、情報テクノロジーのソースやシステム、プロセスに基づいて、BSA/AMLに関する特定の専門性についてのニーズを検討する。

依頼状の項目

必要な検査・テスト手順を決定した後、検査官は銀行への依頼状を準備する。依頼状の項目は、当該銀行の商品やサービス、顧客、地理的拠点に基づいて決定され、検査計画において検証すべき領域に適合される。銀行に対して包括的なリストを提出する必要はない。また必要に応じて、追加的な検討事項を要請する場合もある。依頼状の項目の例については、[付録 H - 依頼状の項目](#)に詳述する。

BSA/AML検査計画の策定に関する検査手順

目標：

各銀行のリスク・プロファイルに基づいて、実施すべきBSA/AMLの検査・テスト手順を含むBSA/AML検査計画を策定し、文書化する。

1. 関連する検査記録のレビューや、当該銀行のBSA/AMLリスク評価のレビューに基づき、最初のBSA/AML検査計画を策定し、文書化。検査計画においては、最低限、以下の項目について検討すること。
 - 各銀行のリスク・プロファイル。
 - 当該銀行のBSA/AMLに関する独立テストの範囲および適切性、さらに独立テストの結果を活かして、当該銀行のBSA/AMLコンプライアンス・プログラム、およびBSA規制要件に対する当該銀行のコンプライアンスの評価を行うことが可能か。
 - 検査に携わる人材に関するニーズ、例えば、検査内容に関する専門性（BSAへの関連の有無を問わず）。
 - BSA/AML検査の範囲。例えば、当該銀行のBSA/AMLコンプライアンス・プログラム、およびBSA規制要件に対する当該銀行のコンプライアンスが適切であるか、また当該銀行が適切な方針や手順、プロセスを備え、それに則って業務活動を行っているかを評価する上で必要な、検査・テスト手順。
2. 関連する検査情報や当該銀行のリスク・プロファイルのレビューに基づき、実施する検査・テスト手順を決定。また、それらの検査・テスト手順を完了させる上で必要な依頼状の項目を決定。依頼状の項目の例については、[付録 H - 依頼状の項目](#)に詳述する。検査官は、現場での検査活動に先立って、銀行から提供された依頼状の項目に関するレビューを行うこと。

BSA/AMLリスク評価

BSA/AMLリスク評価

目標：

各銀行のBSA/AMLリスク評価プロセスをレビューし、当該銀行が銀行業務活動におけるML/TFやその他の不正金融活動のリスクを適切に特定できているかを検証。

検査官は、各銀行のBSA/AMLコンプライアンス・プログラムを評価するために、当該銀行のML/TFやその他の不正金融活動のリスクを理解しなければならぬ。こうした理解は主として、検査範囲を定め、検査計画を策定するプロセスにおいて、当該銀行のBSA/AMLリスク評価をレビューすることによってもたらされる。当セクションでは、銀行のBSA/AMLリスク評価プロセスが適切であるかを評価する際の基準を検査官に提供することを目的としている。

BSA/AMLリスク評価プロセス

BSA/AMLコンプライアンス・プログラムが、BSA規制要件を満たすように適切に策定されるためには、各銀行がコンプライアンス・プログラムをリスクに基づいて策定する必要がある。適切に策定されたBSA/AMLリスク評価は、具体的な法的要件ではないが、当該銀行がML/TFやその他の不正金融活動のリスクを特定したり、適切な内部統制（方針、手順、プロセス）を策定したりする助けとなる。銀行は、自らのリスク・プロファイルを理解することで、リスクを低減・管理し、BSA規制要件に従うために、より適切なリスク管理プロセスをBSA/AMLコンプライアンス・プログラムに適用することができる。また、BSA/AMLリスク評価プロセスによって、各銀行は、管理・統制におけるいかなるギャップもより適切に特定し、緩和することができる。さらに、BSA/AMLリスク評価によって、当該銀行のML/TFやその他の不正金融活動のリスクに対する包括的な分析が可能になる。加えて、BSA/AMLリスク評価を文書記録化することで、ML/TFやその他の不正金融活動のリスクを、当該銀行の必要な人員に対し、効果的に伝達することができる。BSA/AMLリスク評価は、銀行全体のあらゆるビジネスラインや取締役会、経営陣、必要なスタッフに提供されることが望ましい。

BSA/AMLリスク評価の策定に当たっては、一般的に、当該銀行に特有の具体的リスク・カテゴリー（例：商品、サービス、顧客、地理的拠点）の特定、および特定された情報の分析が行われる。それによって、それらの具体的なリスク・カテゴリーにおけるリスクをより正確に評価することが可能となる。

具体的なリスク・カテゴリーの特定

一般的に、リスク評価策定の第1段階は、各銀行のリスク・カテゴリーの特定である。マネーロンダリングやテロリスト資金供与(ML/TF)、その他の不正金融活動は、様々な手法や経路を通じて起こり得る。また、同一のリスク・カテゴリー内でも、広範囲に多様なリスクが特定される場合がある。各銀行のBSA/AMLリスク評価プロセスでは、必要に応じて、当該銀行の商品やサービス、顧客、地理的拠点に関連する様々な度合いのリスクを対象とすべきである。リスクの特定や評価が適切に行われなければ、連鎖的な悪影響が生じ、内部統制の様々な領域に欠陥が生じるとともに、BSA/AMLコンプライアンス・プログラム全体が弱体化する結果となる。

特定されるリスク・カテゴリーは各銀行に特有であるため、リスク・カテゴリーに関する結論は、すべての関連情報を考慮した上で下されるべきである。また、検討義務として要求されるリスク・カテゴリーはない。リスク・カテゴリーの数や詳細は、当該銀行の規模や複雑性、組織構造に応じて異なる。さらに、単一の指標によって、リスクの存在や高低が決まるわけではない。

「マネーロンダリングおよびテロリスト資金供与に関連するリスク」内のサブセクションでは、銀行が特定の方針や手順、プロセスを通じて対処する必要がある特有の難題や危険状態を示す可能性がある、特定の商品やサービス、顧客、地理的拠点についての情報および議論を提供する。

具体的なリスク・カテゴリーの分析

一般的に、BSA/AMLリスク評価策定の第2段階は、具体的なリスク・カテゴリーを特定する際に得られた情報の分析からなる。分析の目的は、リスク全体を低減させるための適切な内部統制を構築するために、ML/TFやその他の不正金融活動のリスクを評価することである。この段階では、当該銀行の商品やサービス、顧客、地理的拠点に関連する銀行業務に関わる取引データの評価を行う。例えば、有用な手段として、国内および国際的な資金移動の件数や取引金額、プライベート・バンキングの顧客や外国コルレス勘定の性質、ペイアブル・スルー口座の存在、および当該銀行が取引業務を行っている国内および国際的な地理的拠点などの評価によって、リスクを定量化する手法が挙げられる。銀行業務に伴うリスクは各銀行によって異なるため、詳細な分析が重要となる。加えて、分析の適切なレベルや、どの程度の高度化が必要かは、銀行によって異なる。

以下の例では、2段階からなるリスク評価プロセスの重要性を示す。プロセスの第1段階において、2つの銀行から収集した情報からは、各々の銀行が1日に100件の国際的資金移動を行っていることが示された。そこで、1つめの銀行についてさ

らに分析すると、当該銀行の資金移動の約90%は、長期の顧客向けに繰り返し行われている、適切に文書記録化された取引であることがわかった。一方で、もう1つの銀行についてさらに分析すると、当該銀行の資金移動の約90%は、単発の取引や、非顧客向けに処理された取引であった。この例では、割合が一見同じであっても、そのリスクは異なる可能性があることがわかる。この例からは、詳細な分析を行う際には、当該銀行の顧客認証プログラム(CIP)のために収集された情報、および顧客デュー・デリジェンス(CDD)や顧客のリスク・プロファイルの策定が重要であることが示されている。より詳細な情報については、[顧客認証プログラム\(CIP\)](#)、[顧客デュー・デリジェンス\(CDD\)](#)、[付録J-リスク・マトリックスの量](#)の各セクションを参照のこと。

BSA/AMLリスク評価を完了するには、様々な手法やフォーマットを用いることができる。そのため、特定の手法やフォーマットを用いることは期待されない。銀行の経営陣は、適切な手法やフォーマットを策定し、ML/TFやその他の不正金融活動のリスクを、必要な関係者すべてに伝達する。各銀行が適切なBSA/AMLリスク評価プロセスを確立し、既存の方針や手順、プロセスに則って活動している場合、検査官は、個々のリスクやプロセスに関する銀行の意思決定が、当該銀行のBSA/AMLコンプライアンス・プログラムやBSA規制要件に対するコンプライアンスの適切さを損なうような影響を及ぼさない限り、それらの意思決定について当該銀行を非難しない。

リスク評価の更新

通常、各銀行の商品やサービス、顧客、地理的拠点における変化・変更を組み込み、当該銀行のML/TFやその他の不正金融活動のリスクを正確に反映させるために、リスク評価の更新が（全体的にせよ部分的にせよ）行われる。例えば、銀行が新たな商品やサービス、顧客タイプを導入した場合や、銀行がM&Aを通じて拡大した場合などに、BSA/AMLリスク評価を更新する必要がある。しかし、BSA/AMLリスク評価を継続的あるいは定期的に更新する必要はない。

銀行のBSA/AMLリスク評価に対する評価

検査官がBSA/AMLリスク評価を評価する際には、当該銀行が、適切なBSA/AMLリスク評価を定めることのできる効果的なプロセスを備えているかに焦点を当てる。検査官は、単一の指標をもとにして、リスク・プロファイルの存在やその高低を判断することはしない。リスク要因の評価は各銀行に特有であるため、リスク・プロファイルに関する結論は、あらゆる関連情報を検討した上で下すべきである。その際には、あるリスク要因に対し、他の要因よりも重くウェイトをかけて評価する場合もある。例えば、資金移動の件数は、リスク評価の際に銀行が検討する要因の1つである。しかし、リスクを特定しウ

エイトをかける際には、銀行のリスク評価プロセスにおいて、それらの資金移動に関連する他の要因を検討する必要がある。例えば、それが国際的な取引か国内取引か、取引された金額はどのくらいか、顧客関係の性質はどのようなものか、といった要因である。その際、銀行のとったアプローチがどのようなものであっても、検討した要因や掛けたウエイトについて文書記録化することが必要である。

検査官は、各銀行が、ML/TFやその他の不正金融活動のリスクを特定するBSA/AMLリスク評価を行ったかを評価する。また、検査官はすべての商品やサービス、顧客、地理的拠点について銀行が検討したか、さらにそれらのリスク・カテゴリーに関する情報を銀行が分析したかを評価する。

銀行がBSA/AMLリスク評価を実行できていない場合や、同評価が適切なものではない場合には、検査の目的上、検査官が取得可能な情報に基づいて、当該銀行のためのBSA/AMLリスク評価を行わなければならない。検査官が行うBSA/AMLリスク評価は、概して、銀行が自ら行う評価ほど包括的なものにはならない。検査官は、検査範囲を定め検査計画を策定するプロセスを通じて、当該銀行のML/TFやその他の不正金融活動のリスクについて全般的に理解する必要がある。こうした情報については、上述の[BSA/AMLリスク評価プロセス](#)サブセクションにて詳述している、2段階のアプローチを用いて評価を行う。また、検査官は同評価を完了させる際に、[付録J-リスク・マトリックスの量](#)をも参照することができる。

BSA/AMLリスク評価に基づく BSA/AMLコンプライアンス・プログラムの策定

各銀行は、自らのリスク評価に基づいて、リスク・プロファイルに対処し、BSA規制要件に従うために、BSA/AMLコンプライアンス・プログラムを策定する。特に、ML/TFやその他の不正金融活動のリスクをモニタリングし、管理・統制するための、適切な方針や手順、プロセスを策定する。例えば、疑わしい取引を特定し、調査し、報告するための銀行のモニタリングシステムは、リスクに基づいたものである必要がある。すなわち、当該銀行のBSA/AMLリスク評価で特定された、より高リスクの商品やサービス、顧客、地理的拠点に対して、必要に応じて追加で行うスクリーニングを組み込んだシステムであるべきである。また、独立テスト(監査)では、当該銀行のBSA/AMLリスク評価をレビューし、同評価がBSA/AMLコンプライアンス・プログラムの策定にどのように用いられたかを検証する。[付録I-リスク評価とBSA/AMLコンプライアンス・プログラムのリンク](#)では、BSA/AMLリスク評価とBSA/AMLコンプライアンス・プログラムとの間に期待されるつながりを表に示している。

BSA/AMLリスク評価の統合

銀行のBSA/AMLコンプライアンス・プログラムを全体的あるいは部分的に統合する場合には、当該銀行のビジネスライン内、および様々な活動や事業体の全体にわたってリスク評価を行う必要がある。比較的大規模または複雑な銀行組織においては、ML/TFやその他の不正金融活動のリスクを統合することで、首脳陣や取締役会が、当該銀行組織の内部あるいは全体にまたがるリスクを特定し、理解し、かつ適切にリスクを低減することができると期待される。また、ML/TFやその他の不正金融活動のリスクを理解するためには、当該銀行組織のあらゆるビジネスラインや、業務活動、事業体全体にまたがるコミュニケーションが必要となる。銀行組織のある側面において脆弱性が特定された場合、他の側面にもそうした脆弱性が潜んでいる可能性がある。詳細については、[BSA/AMLコンプライアンス・プログラムの構造](#) セクションを参照のこと。

BSA/AMLリスク評価の検査手順

目標：

各銀行のBSA/AMLリスク評価プロセスが適切であるかを検証するとともに、当該銀行がその活動におけるML/TFやその他の不正金融活動のリスクを適切に特定できているかを検証。

1. 各銀行に特有の商品やサービス、顧客、地理的拠点に関連するML/TFやその他の不正金融活動のリスクを、当該銀行が特定できているかを検証。
2. 各銀行に特有の商品、サービス、顧客、地理的拠点に内在するML/TFやその他の不正金融活動のリスクを、当該銀行が分析し、評価しているかを検証。
3. 各銀行が、自らの商品やサービス、顧客、地理的拠点における変化・変更を反映させ、ML/TFやその他の不正金融活動のリスクを正確に反映させるために、必要に応じてBSA/AMLリスク評価を更新するプロセスを備えているかを検証。
4. 各銀行がBSA/AMLリスク評価を実行できていなかったり、同評価が適切なものでなかったりした場合、当該銀行のためにBSA/AMLリスク評価を完了。
5. BSA/AMLリスク評価プロセスに関するあらゆる検査結果を文書記録化し、当該銀行とそれについて協議。

BSA/AMLコンプライアンス・プログラムの評価

BSA/AMLコンプライアンス・プログラムの評価

目標：

各銀行が、BSA規制要件に従う適切なBSA/AMLコンプライアンス・プログラムを策定し、実行し、維持しているかを評価。

各銀行は、BSA規制要件に対するコンプライアンスを保証し、モニタリングするための適切な手順（BSA/AMLコンプライアンス・プログラム）⁹を、確立し、維持しなければならない。また、BSA/AMLコンプライアンス・プログラム¹⁰は、文書化され、取締役会で承認されるとともに¹¹、取締役会の議事録に記録されなければならない。さらに、BSA/AMLコンプライアンス・プログラムは、BSAの目的を達成するために、各銀行のML/TFやその他の不正金融活動に関するリスク・プロファイルと適合している必要がある。詳細については、[BSA/AMLリスク評価](#) セクションおよび[付録I－リスク評価とBSA/AMLコンプライアンス・プログラムのリンク](#)を参照のこと。

⁹ 12 USC 1818(s) および12 USC 1786(q)。

¹⁰ 連邦準備制度理事会は、エッジ、アグリーメント法人および連邦準備制度の監督下にある外国銀行の米国支店、代理店、その他の事業所に対し、BSAおよび関連規制に対するコンプライアンスを保証およびモニタリングする適切な手順の確立および維持を求める（レギュレーションK, 12 CFR 211.5(m)(1) および12 CFR 211.24(j)(1)を参照）。BSAは治外法権的適用はなされないため、国内銀行の外国事業所は、マネーロンダリングやテロリスト資金供与(ML/TF)のリスクを避けるための適切な方針や手順、プロセスを備えることが期待される(12 CFR 208.63、12 CFR 326.8、および12 CFR 21.21)。

¹¹ 連邦準備制度理事会、FDIC、OCCは、各々の監督下にある米国内で活動する外国銀行の米国支店や代理店、事業所に対し、文書化したBSAコンプライアンス・プログラムの策定を求める。同プログラムは、各銀行の取締役会において承認され、議事録に記録されたか、もしくは各銀行の取締役会のBSAコンプライアンス・プログラム承認に関する明示的権限の下にある代表により承認されたものでなければならない。

ここでの「明示的権限」とは、本社が各自の米国でのAMLプログラム要件を理解していなければならない、目的を持った代表の何らかの指示がなければならないことを意味する。

適切なBSA/AMLコンプライアンス・プログラムには、文書化した方針や手順、プロセスのみでは十分ではない。同プログラムの実行には、文書化した当該銀行の方針や手順、プロセスに対応した実践が必要である。とくに、それらの方針や手順、プロセス、実践が、当該銀行に特有のML/TFやその他の不正金融活動に関するリスク・プロファイルに適合していることが重要である。BSA/AMLコンプライアンス・プログラムは、以下の要件を提供しなければならない¹²。

- 現時点でコンプライアンスが保たれていることを保証する、内部統制のシステム。
- 当該銀行の従業員あるいは外部の人員によって実行される、コンプライアンスに関する独立テスト。
- 日常的にコンプライアンスを調整しモニタリングする責任を負う担当者の任命（BSAコンプライアンス担当者）。
- 適当な人材に対するトレーニング。

加えて、BSA/AMLコンプライアンス・プログラムには、リスクに基づいた手順で行われる顧客認証プログラム（CIP）が組み込まなければならない。それによって、当該銀行は顧客の真の身元を正しく把握しているとの合理的確信をもつことができる。また、BSA/AMLコンプライアンス・プログラムには、現在進行中の顧客デュー・デリジェンス(CDD)の実行や、金融犯罪取締ネットワーク(FinCEN)による規制に定められた、法人顧客のための受益所有権要件の遵守のための、リスクに基づいた適切な手順が組み込まなければならない。詳細については、顧客認証プログラム（CIP）、顧客デュー・デリジェンス(CDD)、法人顧客のための受益所有権要件の各セクションを参照のこと。

各銀行のBSA/AMLコンプライアンス・プログラムが適切であるかの評価は、各銀行に特有であるため、検査官はあらゆる関連情報を検討する必要がある。各銀行の文書化された方針や手順、プロセスのレビューは、BSA/AMLコンプライアンス・プログラムが全体的に適切であるかを検証するプロセスの第1段階である。BSA/AMLコンプライアンス・プログラムに関する全体的な結論を下す際には、検査・テスト手順を完了する必要がある。

BSA/AML検査の結果については、関連する銀行経営陣と協議する必要がある。また、検査報告書(ROE)あるいは監督文書に組み込まなければならない。

¹² 12 CFR 208.63、12 CFR 211.5(m)、および 12 CFR 211.24(j) (連邦準備制度理事会; 12 CFR 326.8 (FDIC); 12 CFR 748.2 (NCUA); 12 CFR 21.21 (OCC))

予備的評価

各銀行のBSA/AMLコンプライアンス・プログラムのレビューを完了させた後、検査官は、同プログラムに対する予備的な評価を行い、文書化する。この時点で、検査官は当初のBSA/AML検査計画に立ち戻り、当該銀行のリスク・プロファイルに照らして、BSA/AMLコンプライアンス・プログラム、およびBSA規制要件に対する当該銀行のコンプライアンスが適切であるかを評価する上で、レビューする領域を追加する必要があるかを検討する。当初の検査計画に対するこのような調整は、レビューの際に特定された情報に基づいて行われる。例として、当該銀行の新たな商品やビジネスライン、独立テストの報告結果などが挙げられる。検査官は、検査計画におけるいかなる変更点も、文書記録化し、サポートする。その上で「BSA規制要件に対するコンプライアンスの評価」、「マネーロンダリングおよびテロリスト資金供与に関するリスク」、および「外国資産管理局」にて論じた、適切な検査・テスト手順に進む。検査計画に明示した、関連する検査・テスト手順がすべて完了した後、検査官は、[結論および検査の完了](#)の段階に進む。

BSA/AMLコンプライアンス・プログラムの評価に関する検査手順

目標：

各銀行が、BSA規制要件に従う適切なBSA/AMLコンプライアンス・プログラムを策定、実行、維持しているかを検証。

1. 各銀行のBSA/AMLコンプライアンス・プログラムが文書化され、取締役会で承認され、さらに承認された旨が取締役会の議事録に記録されているかを検証。
2. BSA/AMLコンプライアンス・プログラムをレビューし、同プログラムが当該銀行のML/TFやその他の不正金融活動に関するリスク・プロファイルに適合しているかを検証。さらに、当該銀行のコンプライアンス・プログラムに以下の要件が組み込まれているかを検証。
 - コンプライアンスが現在保たれていることを保証する、内部統制のシステム。
 - 当該銀行の従業員あるいは外部の人員によって実行される、コンプライアンスについての独立テスト。
 - 日常的にコンプライアンスを調整しモニタリングする責任を負う担当者の任命（BSAコンプライアンス担当者）。
 - 適当な人員に対するトレーニング。
3. 各銀行の顧客認証プログラム(CIP)、リスクに基づいた顧客デュー・デリジェンス(CDD)、および受益所有権に関する手順が、BSA/AMLコンプライアンス・プログラムの一部として組み込まれているかを検証。
4. BSA/AML検査の過程で特定された新たな情報に基づき、当初のBSA/AML検査計画に対する調整が必要であるかを判断。その際、いかなる変更点についても、文書記録化およびサポートを行う。

BSA/AMLに関する内部統制

目標：

BSA規制要件に対して現在コンプライアンスが保たれていることを保証する、銀行の内部統制システムを評価。

取締役会は、首脳陣を通じて、BSA規制要件に対するコンプライアンスが現在保たれていることを保証する内部統制のシステムを、銀行が維持していることを保証する最終責任を負う¹³。ここでいう内部統制とは、ML/TFやその他の不正金融活動のリスクを低減し管理するとともに、BSA規制要件に対するコンプライアンスを達成するために策定された、銀行の方針や手順、プロセスを指す。また、銀行のコンプライアンスを重視する適切な文化、ならびに銀行全体を監督し、当該銀行のBSA/AMLに関する内部統制を実行する責任を担う首脳陣を擁する構造を、確立し維持する上で、取締役会は重要な役割を果たす。さらに、内部統制システム、およびそのレベルとタイプは、当該銀行の規模や複雑性、組織構造に適合させる必要がある。例えば、規模が大きく複雑な構造を持つ銀行は、BSA/AMLコンプライアンスに関して、特定の部署ごとに内部統制を実行する場合もある。部署ごとの内部統制は、通常、特定のビジネスラインや部署に特有のリスクやコンプライアンス要件に対処し、包括的な銀行全体規模のBSA/AMLコンプライアンス・プログラムの一部をなす。

検査官は、銀行の内部統制が、BSA規制要件に対するコンプライアンスが現在保たれていることを保証するように策定されているか、および以下の各項目を行っているかを検証する。

- 各銀行のBSA/AMLリスク評価、およびML/TFやその他の不正金融活動について特定されたリスクを、それらのリスクにおいて生じたあらゆる変化とともに組み込む。
- 銀行業務、管理、従業員構成や組織構造における変化・変更が生じても、プログラムを継続する。
- BSA/AMLコンプライアンスをサポートする情報テクノロジーのソース、システム、プロセスの監督を促進する。
- 法規制における変更が生じた場合、それに応じて適宜更新を行う。
- 二重体制の管理・統制、および任務の分離を可能な限り行う。例えば、報告フォーム(例：疑わしい取引報告(SAR)、通貨取引報告(CTRs)、CTR免除)を完了する従業員は、原則として、それらの報告の提出に関する決定や免除の付与には携わらない。

¹³ 12 CFR 208.63(c)(1) (連邦準備制度理事会); 12 CFR 326.8(c)(1) (FDIC) ; 12 CFR 748.2(c)(1) (NCUA) ; 12 CFR 21.21(d)(1) (OCC) 。

-
- 取締役会あるいは任命された委員会、および首脳陣に対し、BSAコンプライアンスのイニシアチブや、コンプライアンスについて特定された欠陥、およびそれに対して行われた是正活動について特定および伝達し、さらに、提出された疑わしい取引報告(SAR)について取締役会に伝えるメカニズムを組み込む。
 - 各銀行の従業員が担うBSAコンプライアンスに関する具体的な責任を特定および確立し、必要に応じて、それらの責任の履行に対する監督を行う。

上記のリストは、あらゆる要件を網羅したものではなく、各銀行のML/TFやその他の不正金融活動に関するリスク・プロファイルを反映すべく適合させる必要がある。個々の規制要件や特定のリスク領域に関する詳細については、「BSA規制要件に対するコンプライアンスの評価」、および「マネーロンダリングおよびテロリスト資金供与に関連するリスク」の各セクションを参照のこと。

検査官は、銀行の内部統制システムが、ML/TFやその他の不正金融活動のリスクを低減および管理するように策定されているか、また同システムがBSA規制要件に従うものであるかを検証する。その際、検査官は、内部統制が適切であるかを、上記のリストに挙げた要因に基づいて評価する。

BSA/AMLに関する内部統制の検査手順

目標：

各銀行が、BSA規制要件に対するコンプライアンスが現在保たれていることを保証する内部統制システムを実行しているかを検証。

1. 各銀行の内部統制システム(方針、手順、プロセス)が以下を行うように策定されているかを検証。
 - ML/TFやその他の不正金融活動のリスクを低減、管理する。
 - BSA規制要件に対するコンプライアンスが現在保たれていることを保証する。
2. 各銀行の内部統制が以下に該当するかを検証。
 - 各銀行のBSA/AMLリスク評価、およびML/TFやその他の不正金融活動のリスクの特定を、それらのリスクにおけるあらゆる変化とともに組み込む。
 - 銀行業務、管理、従業員構成や組織構造における変化が生じて、プログラムを継続する。
 - BSA/AMLコンプライアンスをサポートする情報テクノロジーのソース、システム、プロセスの監督を促進する。
 - 法規制における変更が生じた場合、それに応じて適宜更新を行う。
 - 二重体制の管理・統制、および任務の分離を可能な限り行う。
 - BSAコンプライアンスに関する課題を特定し、必要に応じて経営陣や取締役会、任命された委員会にエスカレーションするメカニズムを含む。
 - 取締役会あるいは任命された委員会、および首脳陣に対し、コンプライアンスのイニシアチブや、コンプライアンスについて特定された欠陥、およびそれに対して行われた是正活動について伝達し、さらに、提出された疑わしい取引の報告(SARs)について取締役会に伝える。
 - 各銀行の従業員が担うBSAコンプライアンスに関する具体的な責任を特定および確立し、必要に応じて、それらの責任の履行に対する監督を行う。

BSA/AMLに関する独立テスト

目標：

各銀行の独立テスト・プログラムが適切であるかを評価。

独立テスト(監査)の目的は、各銀行のリスク・プロファイルに照らして、BSA規制要件に対する当該銀行のコンプライアンスを評価するとともに、当該銀行のBSA/AMLコンプライアンス・プログラムが全体的に適切であるかを評価することである。独立テストは、銀行内部の監査部署や、外部の監査役、コンサルタント、その他の資格を有する独立した人員などによって行われる¹⁴。

銀行が外部の監査役やコンサルタントと契約していない場合や、内部に監査部署を持たない場合には、テスト対象となる機能に関わらない、資格を備えた銀行スタッフがテストを行うことによって、当要件を満たすことができる。また、外部の監査役やコンサルタントと契約している銀行は、BSA/AMLに関する独立テストを行う当該担当者が、当該銀行におけるその他のBSA関連の機能、例えばトレーニングや、方針や手順の策定などに関わっておらず、利益相反や独立性の欠如の懸念がないことを保証すること。BSA/AMLに関する独立テストを行った担当者は、それが誰であれ、取締役会、あるいは主としてもしくは完全に外部の理事からなる任命された委員会に、直接報告する。また、地域に根差した活動をしており、業務活動がそれほど複雑でなく、ML/TFやその他の不正金融活動のリスク・プロファイルが低い銀行は、独立テストを行う際に、連携協定の一環として、共有されたリソースを活用することもできる¹⁵。

BSA/AMLに関する独立テストの頻度を定めた法的規制はない。独立テストは、その頻度を含め、当該銀行のML/TFやその他の不正金融活動に関するリスク・プロファイル、および全体的なリスク管理戦略と適合している必要がある。例えば、定期的な間隔をもって(例：12-18か月ごと)独立テストを行うこともできるし、あるいは当該銀行のリスク・プロファイルやシステム、コンプライアンス担当者、手順などに大きな変化・変更があった際に行うこともできる。一方、BSA/AMLコンプライアンス・プログラムの諸側面にエラーや欠陥が特定された場合や、緩和策や是正活動の有効性を確認するためには、より頻繁に独立テストを行うことが適切である。

¹⁴ 12 CFR 208.63(c)(2) (連邦準備制度理事会); 12 CFR 326.8(c)(2) (FDIC); 12 CFR 748.2(c)(2) (NCUA); 12 CFR 21.21(d)(2) (OCC)

¹⁵ 連携協定に関するより詳細な情報については、連邦準備制度理事会、FDIC、FinCEN、NCUA、OCCによって2018年10月3日に公表された「銀行秘密法に関連するリソースの共有に関する共同声明」を参照のこと。

具体的なBSA要件に対する独立テストは、銀行組織全体にまたがる重要な銀行業務について、リスクに基づいて行われ、ML/TFやその他の不正金融活動のリスクに関するリスク管理の質を評価する。リスクに基づいた独立テストでは、当該銀行のリスク管理に焦点を当て、リスクや懸念がより大きいと判断された領域に独立テストを適合させる。リスクに基づいた独立テスト・プログラムは、当該銀行の規模や複雑性、組織構造、活動範囲、リスク・プロファイル、管理・統制機能の質、地理的多様性、利用するテクノロジーに応じて多様である。リスクに基づいた独立テストには、BSA/AMLコンプライアンス・プログラムをサポートするために用いられる、内部統制や情報テクノロジーのソース、システム、プロセスの評価が含まれる。また、新たな商品ラインやサービス、顧客タイプ、地理的拠点の拡大についての検討も必要である。地理的拠点の拡大に関しては、自然な組織成長によりもたらされた場合と、共同・合併活動による場合とが挙げられる。

独立テストでは、当該銀行のBSA/AMLコンプライアンス・プログラム、およびBSA規制要件に対する当該銀行のコンプライアンスが全体的に適切であるかを評価する。こうした評価によって、取締役会や首脳陣に対し、コンプライアンス上の弱点や、管理・統制の強化が必要な領域について伝達することができる。またこうした評価に際しては、通常、BSA規制要件に対する当該銀行の全体的なコンプライアンスについての明示的な記述を報告書に盛り込む。さらに独立テストでは、最低限、レビューを行う担当者(例：取締役会、首脳陣、BSAコンプライアンス担当者、レビュー監査役、あるいは検査官)が、BSA/AMLコンプライアンス・プログラムが全体として適切であるかの結論を下す際に必要となる、情報提供を十分に行う。

上記の結論を下す上で十分な情報提供を行うため、BSA/AMLコンプライアンス・プログラムおよびBSA規制要件に関する独立テストは、以下の項目について、リスクに基づいたレビューを行う。

- 各銀行のBSA/AMLリスク評価と当該銀行のリスク・プロファイル(商品、サービス、顧客、地理的拠点)とが適合しているか。
- BSAコンプライアンスのための各銀行の方針や手順、プロセスと、当該銀行のリスク・プロファイルとが適合しているか。
- BSAコンプライアンスのための各銀行の方針や手順、プロセスに、当該銀行が従っているか。
- 各銀行が、BSAの記録保持や報告に関する要件(例：顧客認証プログラム(CIP)、顧客デュー・デリジェンス(CDD)、受益所有権、疑わしい取引報告(SAR)、通貨取引報告(CTRs)、CTR免除、および情報共有請求)に従っているか。
- 疑わしい取引を特定、報告する各銀行のプロセス全体が適切であるか。このレビューには、提出または準備された疑わしい取引の報告(SARs)を評価して、その正確性、適時性、完全性、および当該銀行の方針や手順、プロセスへの適合性を検証することが含まれる。

-
- BSA/AMLコンプライアンス・プログラムをサポートするために用いられる、当該銀行の情報テクノロジーのソースやシステム、プロセスが完全かつ正確であるか。
ここでのレビュー対象には、大口の通貨取引の特定、日々の通貨取引の集約、金融商品の販売や資金移動取引の記録、分析的報告やトレンド報告の提供に用いられる報告書や自動プログラムが含まれる。
 - 適切な人材に対してトレーニングが行われるとともに、トレーニング内容が具体的な機能やポジションに適合し、また補助的な文書化が行われているか。
 - 経営陣が、過去の独立テストや規制検査において特定された違反やその他の欠陥に対処するための適切な活動を適宜行ったか。例えば、重点的な監督活動の強化を必要に応じて進めたかなど。

監査官は、独立テストの範囲、実施手順、完了した取引テスト、およびあらゆる結果を文書記録化する。独立テストの記録文書および補助的監査調書はすべて、検査官がレビューするために取得可能でなければならない。違反、および銀行の方針や手順、プロセスに対する例外、および独立テストにおいて特定されたその他の欠陥は、文書記録化され、取締役会や任命された委員会に適宜報告される。取締役会や任命された委員会、該当するスタッフは、指摘された欠陥を追跡するとともに、是正活動実行の進捗について文書記録化する。

検査官は、監査報告、監査範囲、補助的監査調書などの関連文書を必要に応じてレビューする。その上で、検査官は、BSA規制要件に対する各銀行の全体的なコンプライアンスについて、報告書に明示的な記述がなされているか、あるいは最低限、BSA/AMLコンプライアンス・プログラムが全体的に適切であるかについての結論を下すために必要となる、十分な情報が提供されているかを検証する。また、検査官は、テストの独立性が保たれていたかについても検証する。また必要に応じて¹⁶、独立テストを行った担当者について、内容に関する専門性や資格の有無、独立性を評価する。さらに検査官は、当該銀行業務におけるML/TFやその他の不正金融活動のリスクについて、独立テストが十分に網羅できているか、また、独立テストの頻度が当該銀行のリスク・プロファイルと適合しているかを検証する。加えて、検査官は、違反、および方針や手順、プロセスに関する例外、およびその他の欠陥が、取締役会や任命された委員会に適宜報告されたか、およびそれらの事象が追跡され、是正活動が文書記録化されたかについてレビューする。

¹⁶より詳細な情報については、OCCによる「安全かつ健全な活動の基準」、12 C.F.R. Part 30 App. D, II.L.などを参照のこと。

BSA/AMLに関する独立テストの検査手順

目標：

各銀行が、BSA規制要件に対するコンプライアンスを検証するための、BSA/AMLに関する適切な独立テスト・プログラムを策定し、実行し、維持しているかを検証。

1. BSA/AMLに関する独立テスト(監査)の独立性が保たれているかを検証(テスト対象である機能や、当該銀行におけるその他のBSA関連の機能に携わっていない担当者によって行われているか、利益相反や独立性の欠如の懸念がないか)。
2. 独立テストが、BSA/AMLコンプライアンス・プログラムについて、方針や手順、プロセスなど、全体的な適切性を検討していることを検証。報告書には、通常、BSA規制要件に対する当該銀行の全体的なコンプライアンスに関する明示的な記述が含まれる。最低限、独立テストは、BSA/AMLコンプライアンス・プログラムが全体的に適切であるかについて、レビュー担当者が結論を下す際に必要となる情報を十分に提供する。
3. 独立テストを行った担当者が、取締役会や、主としてあるいは完全に外部の理事からなる任命された委員会に対して、直接報告を行ったかを、取締役会の議事録やその他の資料のレビューを通じて検証。また、独立テストの結果が、取締役会および首脳陣に提供されたかを検証。
4. 独立テストの報告や、テスト範囲、補助的監査調書をレビューし、当該銀行のリスク・プロファイルに照らして、それらが包括的かつ正確に、適切に、必要なタイミングで記録されているかを検証。また必要に応じて¹⁷、独立テストを行った担当者について、資格の有無や内容に関する専門性を評価。独立テストの策定方法について具体的な規制要件はないが、必要に応じて、独立テストに以下の各項目に対する評価が含まれているかを検証。
 - BSA/AMLリスク評価
 - 前回の独立テスト以降、当該銀行業務において、関連のある変化・変更が生じたか。
 - BSA/AMLコンプライアンス・プログラムやその他のBSA規制要件に関わる方針や手順、プロセスについての評価、および従業員がそれらの方針や手順、プロセスに従っているか。

¹⁷より詳細な情報については、OCCによる「安全かつ健全な活動の基準」、12 C.F.R. Part 30 App. D, II.L.などを参照のこと。

-
- 当該銀行が、BSAの報告および記録維持に関する要件に従っているか。
 - BSA/AMLコンプライアンス・プログラムのサポートに用いられている当該銀行の情報テクノロジーのソースやシステム、プロセスの評価、およびそれらが完全かつ正確であるかを評価。ここでの評価対象には、大口の通貨取引の特定、日々の通貨取引の集約、金融商品の販売や資金移動取引の記録、分析およびトレンド報告の提供に用いられる報告書や自動プログラムが含まれる。
 - 適切な人材に対してトレーニングが行われるとともに、トレーニング内容が具体的な機能やポジションに適合し、補助的な文書化が行われているか。
 - 経営陣が、過去の独立テストや規制検査において特定された違反やその他の欠陥に対処するための適切な活動を適宜行ったか。例えば、重点的な監督活動強化を必要に応じて進めたかなど。
5. 必要に応じて、疑わしい取引のモニタリングシステム評価、および同システムに潜在的な疑わしい取引を特定する能力があるかの評価が、独立テストに含まれているかを検証。また、独立テストの策定方法について具体的な規制要件はないが、必要に応じて、独立テストに以下の各項目に対する評価が含まれているかを検証。
- 潜在的な疑わしい取引を検知するために、上記システムが取引や口座をモニタリングする方法論。
 - モニタリング報告を作成するための同システムの能力。
 - 必要に応じて、同システムのフィルタリングの基準が適切であり、かつ当該銀行のリスク・プロファイルに適合し、高リスクの商品やサービス、顧客、地理的拠点に対応しているかを検証。
 - 疑わしい取引モニタリングシステムのための方針や手順、プロセス。
6. 疑わしい取引のモニタリングおよび報告プロセス全体に対するレビューおよび評価が、独立テストに含まれているかを検証。また、独立テストの策定方法について具体的な規制要件はないが、必要に応じて、独立テストに以下の各項目に対する評価が含まれているかを検証。
- 疑わしい取引の特定およびアラートのプロセス。
 - アラート、調査、疑わしい取引の報告(SARs)に関する意思決定、疑わしい取引の報告(SARs)の完了および提出、継続的活動のモニタリングの管理。
 - 銀行のあらゆる活動領域およびビジネスライン(例えば、信託業務、プライベート・バンキング、外国コルレス銀行業務)から、潜在的疑わしい取引を評価する責任を担う担当者や部署にわたる、潜在的な疑わしい取引に関わる方針や手順、プロセス。
7. 当該銀行のリスク・プロファイルに照らして、独立テストが適切に行われたかを検証。

BSAコンプライアンス担当者

目的：

各銀行において、BSA規制要件に対する日常的なコンプライアンスを調整およびモニタリングする責任を担う、有資格者(BSAコンプライアンス担当者)を、取締役会が任命したかを検証。BSAコンプライアンス担当者が、適切な権限、独立性、リソースへのアクセス、およびすべての任務を効果的に完遂する能力を備えているかを評価。

各銀行の取締役会は、有資格者をBSAコンプライアンス担当者として任命しなければならない¹⁸。BSAコンプライアンス担当者は、日常的なBSA/AMLコンプライアンスを調整、モニタリングする責任を担う。BSAコンプライアンス担当者はまた、BSA/AMLコンプライアンス・プログラムのあらゆる側面を管理する責任を負う。例えば、BSA規制要件に対する当該銀行のコンプライアンスの管理などを行う。取締役会は、各銀行のBSA/AMLコンプライアンスに関する最終責任を負うとともに、取締役会が承認した当該銀行のBSA/AMLコンプライアンス・プログラムを実行する上で、首脳陣およびBSAコンプライアンス担当者を監督する役割を担う¹⁹。

BSAに対するコンプライアンスを保証およびモニタリングするよう適切に策定されたBSA/AMLコンプライアンス・プログラムを確立、維持するという規制要件を満たすには、取締役会によるBSAコンプライアンス担当者の任命のみでは、十分ではない。取締役会は、BSAコンプライアンス担当者が、当該銀行のML/TFやその他の不正金融活動に関するリスク・プロファイルに基づいて、BSA/AMLコンプライアンス・プログラムを適切に実行するための、必要な権限や独立性、リソースへのアクセスを備えていることを保証する責任を負う。BSAコンプライアンス担当者は、BSAに対する現時点でのコンプライアンスの状態を、取締役会および首脳陣に定期的に報告する。それによって、取締役会および首脳陣は、既存のリスク状態およびBSA/AMLコンプライアンス・プログラム全体に関して、必要な情報に基づいた決定を下すことができる。現時点でのコンプライアンスの状態について、取締役会や任命された委員会に行われる報告には、BSA関連の情報の報告、例えば疑わしい取引報告(SAR)の提出に関して求められる通知が含まれる。

¹⁸ 12 CFR 208.63(c)(3) (連邦準備制度理事会); 12 CFR 326.8(c)(3) (FDIC); 12 CFR 748.2(c)(3) (NCUA); 12 CFR 21.21(d)(3) (OCC)。

¹⁹ FinCEN (2014)、「米国金融組織に対するコンプライアンス文化の促進に関する助言」、FIN-2014-A007。

BSAコンプライアンス担当者は、取締役会の指示を実行に移す責任、例えば当該銀行のBSA/AMLに関する方針や手順、プロセスを実行する責任を負う。BSA/AMLに関する任務が、BSAコンプライアンス担当者から他のスタッフに委任される場合もあるが、BSA/AMLコンプライアンス・プログラムを日常的に監督する責任は、BSAコンプライアンス担当者が担う。

BSAコンプライアンス担当者は有能な人材が務め、BSAや関連規制に関する知識を持ち、当該銀行のBSA/AMLコンプライアンス・プログラムを実行し、さらに当該銀行業務に伴うML/TFやその他の不正金融活動に関するリスク・プロファイルを理解することが求められる。BSAコンプライアンス全体の責任を負う個人の実際の肩書が何であるかは重要ではない。しかし、当該銀行内におけるその個人の権限、独立性、およびリソースへのアクセスはきわめて重要である。

BSAコンプライアンス担当者の適切な権限を示す指標としては、首脳陣が同担当者から関連インプットを受けていることが挙げられる。例えば、新たな商品やサービス、顧客タイプ、地理的拠点への拡大に関連するML/TFやその他の不正金融活動のリスクについてのインプットや、BSAコンプライアンスに関連する機能に影響を及ぼすシステムの実行あるいは調整など、銀行業務における変化・変更についてのインプットなどがこれに該当する。また、BSAコンプライアンス担当者の適切な独立性を示す指標としては、例えば、同担当者の独立性を損なわない、報告およびコミュニケーションにおける明確なラインが挙げられる。このラインは、上は取締役会や任命された委員会に達する。また、銀行のビジネスラインからの過度の影響なしに同担当者の役割を担う能力や、課題を特定し、首脳陣および取締役会に報告するプロセスなども挙げられる。

また、BSAコンプライアンス担当者は、必要なリソースへのアクセスを持つ。必要なリソースの例として、当該銀行の全体的なリスクレベル(商品やサービス、顧客、地理的拠点に基づく)や規模や複雑性、組織構造に応じて必要とされるスキルおよび専門性を備えた適切な人材、および当該銀行のML/TFやその他の不正金融活動のリスクに対する適切なタイミングでの特定や測定、モニタリング、報告、管理をサポートするシステムなどが挙げられる。

検査官は、BSA/AMLコンプライアンス・プログラム全体に責任を負う、資格のある適切な担当者を、銀行の取締役会が任命したかを確認する。検査官は、取締役会や首脳陣に対して行われた、現時点でのコンプライアンスの状態に関する報告、および疑わしい取引の報告(SARs)の提出に関して求められる通知などのBSA関連の情報についての報告をレビューする。また、検査官は、BSAコンプライアンス担当者が適切な権限や独立性、リソースへのアクセスを備えているかを確認する。

BSAコンプライアンス担当者に関する検査手順

目標：

各銀行において、BSA規制要件に対する日常的なコンプライアンスを調整およびモニタリングする責任を担う、有資格者(BSAコンプライアンス担当者)を、取締役会が任命したかを検証。BSAコンプライアンス担当者が、適切な権限、独立性、リソースへのアクセス、およびすべての任務を効果的に完遂する能力を備えているかを検証。

1. 各銀行の取締役会が、BSA/AMLコンプライアンス・プログラム全体に対する責任を担う担当者を任命しているかを確認。
2. BSAコンプライアンス担当者が、BSAに対する現時点でのコンプライアンスの状態についての報告、およびBSA関連の情報の報告、例えば疑わしい取引の報告(SARs)の提出に関して求められる報告などを、取締役会および首脳陣に定期的に行っているかを確認。
3. BSAコンプライアンス担当者が有能であり、BSAおよび関連規制に関する知識を持ち、当該銀行のBSA/AMLコンプライアンス・プログラムを実行し、さらに当該銀行業務に伴うML/TFやその他の不正金融活動に関するリスク・プロファイルを理解しているかを検証。
4. BSAコンプライアンス担当者が、適切な権限を備えているかを検証。
5. BSAコンプライアンス担当者が、適切な独立性を備えているかを検証。適切な独立性を示す指標として、以下の例が挙げられる。
 - BSAコンプライアンス担当者の独立性を損なわない、報告およびコミュニケーションにおける、取締役会や任命された委員会に達する明確なライン。
 - 当該銀行のビジネスラインからの過度の影響なしにBSAコンプライアンス担当者の役割を担う能力。
 - 課題を特定し、首脳陣および取締役会に報告するプロセス。
6. BSAコンプライアンス担当者が、必要なリソースへのアクセスを持っているかを検証。必要なリソースを示す指標として、以下の例が挙げられる。
 - 当該銀行の全体的なリスクレベル(商品やサービス、顧客、地理的拠点に基づく)、規模や複雑性、組織構造に応じたスキルおよび専門性を備えた適切な人材。
 - 当該銀行のML/TFやその他の不正金融活動のリスクの特定や測定、モニタリング、報告、管理をサポートするシステム。

BSA/AMLに関するトレーニング

目標：

各銀行がBSA/AMLに関するトレーニングプログラムを策定し、適切な従業員にトレーニングを行ったことを確認。

各銀行は、適切な従業員にトレーニングを行わなければならない²⁰。トレーニングでは、各銀行およびそのリスク・プロファイルに関連のあるBSAの諸側面を取り扱う。ここで対象となる適切な従業員としては、職務にBSA/AMLコンプライアンスの諸側面に関する知識が必要な従業員や、職務に同諸側面が含まれる従業員が挙げられる。トレーニングには、BSA規制要件や監督指針、当該銀行内部のBSA/AMLに関わる方針や手順、プロセスが含まれる。またトレーニングは、必要に応じて、個々人の担う特定の責任に適合させて行われる。加えて、特定のML/TFやその他の不正金融活動のリスクや、特定のビジネスラインや業務活動ユニットに該当する要件に焦点を定めたトレーニングが必要となる場合もある。例として、貸付、信託業務、外国コルレス銀行業務、プライベート・バンキングなどが挙げられる。銀行の新規スタッフには、通常、従業員オリエンテーションやその後の適切な機会に、BSAの目的やBSA規制要件に関する概観が示される。また、BSAコンプライアンス担当者およびBSAコンプライアンスに関わるスタッフは、関連する適切なトレーニングを定期的にする。これは、規制要件における変更点や、当該銀行のリスク・プロファイルにおける変化・変更についての最新の知識を維持するためである。

取締役会および首脳陣は、基礎的なトレーニングを受け、BSAに関する変更点や新規項目についての知識を得る。例えば、BSAに関して実行される法規制、連邦銀行規制機関の規制、および監督指針などが、必要な知識の例として挙げられる。取締役会には、実際に銀行業務に携わる従業員と同程度のトレーニングは必要ないが、ある程度のトレーニングを受けることで、当該銀行のリスク・プロファイルおよびBSA規制要件に対する十分な理解が得られると期待される。BSAに関する全般的な理解なくしては、取締役会がBSA/AMLコンプライアンス・プログラムの適切な監督を行うことは困難である。取締役会の監督行動には、例えば文書化したBSA/AMLコンプライアンス・プログラムの承認や、BSA/AMLコンプライアンス機能に関する適切な独立性の確立、BSA/AMLに関する十分なリソースの提供などが含まれる。

²⁰ 12 CFR 208.63(c)(4) (連邦準備制度理事会); 12 CFR 326.8(c)(4) (FDIC); 12 CFR 748.2(c)(4) (NCUA); 12 CFR 21.21(d)(4) (OCC)。

適切な従業員に対する定期的なトレーニングには、BSA規制要件における現時点での新規項目や変更点、監督指針、銀行内部の方針や手順やプロセス、および当該銀行の商品やサービス、顧客、地理的拠点などの要素を組み込む。BSAコンプライアンスに用いられている情報テクノロジーのソースやシステム、プロセスに対する変更点も、必要な従業員に対するトレーニングに盛り込まれる。トレーニングプログラムは、取締役会や首脳陣が、BSAに対する当該銀行のコンプライアンスに認める重要性、および全従業員が、適切なBSA/AMLコンプライアンス・プログラムを維持する上での各々の役割を理解することの重要性を、強化するためにも用いることができる。

トレーニングプログラムには、必要に応じて各業務活動領域に適合させた、マネーロンダリング(ML)や疑わしい取引(SAR)のモニタリングや報告の事例が含まれる。例えば、銀行の窓口係に対しては、大口の通貨取引や疑わしい取引の事例に焦点を当てたトレーニングが行われ、ローン部門に対しては、ローン取引を通じたマネーロンダリングの事例を用いたトレーニングが行われる。各銀行は、BSA関連の機能を銀行の代理で実行する責任を負う代理人に対しても、例外なくトレーニングを行うこと。また、銀行がトレーニングの実施に関して、他の金融組織やその他の事業者に依存している場合には、適切な文書記録を維持すること²¹。

各銀行は、トレーニングプログラムを文書記録化すること。また各銀行は、トレーニングやテストで用いた資料(当該銀行でトレーニング関連のテストが行われている場合)、およびトレーニングセッションの日程を、保存しておくこと。さらに、トレーニングの資料および記録は、監査官や検査官がレビューできるようにしておくこと。各銀行は、トレーニングへの出席記録、および適切なタイミングで必要なトレーニングを受けられなかった従業員についての記録を、そうした課題に対処した是正活動の記録とともに、文書化して維持すること。

検査官は、職務においてBSAに関する知識を必要とするすべての従業員がトレーニングプログラムに参加しているか、および、用いられた資料に、BSA規制要件や監督指針、当該銀行内部のBSA/AML方針や手順、プロセスに関するトレーニングが含まれているかを検証する。

²¹連携協定に関するより詳細な情報については、連邦準備制度理事会、FDIC、FinCEN、NCUA、OCCによって2018年10月3日に公表された、「銀行秘密法に関連するリソースの共有に関する共同声明」を参照のこと。

BSA/AMLトレーニングに関する検査手順

目的：

各銀行がBSA/AMLトレーニングプログラムを策定し、適切な従業員にトレーニングを行ったかを検証。

1. BSAに関する知識が必要とされる職務を担うすべての従業員が、トレーニングプログラムに含まれているか、またBSAコンプライアンス担当者およびBSAコンプライアンスに関わるスタッフが、関連する適切なトレーニングを定期的に受けているか、さらに取締役会が、BSAに関する変更点や新規項目についての適切なトレーニングを受けているかを検証。
2. 各銀行のトレーニングプログラムの内容に以下の項目が含まれているかを検証。
 - 各銀行で現在行われている教育やトレーニング、従業員の責任、およびコンプライアンスに対して、取締役会および首脳陣が認める重要性。
 - 必要に応じて、過去に確認された、銀行内部の方針や規制要件に対するコンプライアンス違反の状態に関する結果。
 - BSAの目的およびその規制要件、監督指針、当該銀行内部の方針や手順、プロセスに関する概観。
 - 疑わしい取引の特定や事例に関わってくる、ML/TFやその他の不正金融活動のリスクの様々な形態。
 - 個々のビジネスラインや業務活動ユニットに特有のリスクを適合させた情報。
 - BSA規制要件における現時点での新規項目や変更点に関する情報
 - 銀行に代わってBSA関連機能を実行する責任を担う代理人に対する適切なトレーニング。
3. トレーニングセッションの日程、およびトレーニングやテストで用いた資料(当該銀行によってテストが行われる場合)の文書記録を銀行が維持しているかを検証。トレーニングへの出席記録、および適切なタイミングで必要なトレーニングを受けられなかった従業員についての記録が、そうした課題に対処した是正活動の記録とともに、文書化されていること。

結論および検査の完了

結論および検査の完了

目的：

各銀行のリスク・プロファイルに照らして、BSA/AMLコンプライアンス・プログラム、およびBSA規制要件に対する当該銀行のコンプライアンスが適切であるかについての結論を下すとともに、適切な監督対応策を作成し、当該銀行に対して、BSA/AMLに関する検査結果を伝える。

BSA/AML検査の最終段階で、検査官は、完了した検査・テストの手順から、すべての結果をまとめる。それらの結果から、検査官は当該銀行のリスク・プロファイルに照らして、BSA/AMLコンプライアンス・プログラム、およびBSA規制要件に対する当該銀行のコンプライアンスが適切であるかについて、結論を下し、文書化する。検査官は、結論を下す際に、各銀行がBSA/AMLコンプライアンス・プログラムの策定において柔軟性を持ち、同プログラムが各銀行のリスク・プロファイルや規模、複雑性、組織構造に基づいて、様々に異なり得ることに、留意すべきである。検査官は、主として、各銀行がML/TFやその他の不正金融活動のリスクを管理するための適切なプロセスを確立したか、および各銀行がBSA要件に従っているかに焦点を定める。

検査官は、予備的な結論について銀行と協議する。例えば、当該銀行の強み、弱点、欠陥や違反があればそれについて話し合い、また欠陥や違反に対する必要な対策についても話し合う。重要度の低い弱点や欠陥、技術的な違反などは、そのみではBSA/AMLコンプライアンス・プログラムが適切でないことを意味せず、またそのように伝えられるべきでない。当該銀行のBSA/AMLコンプライアンス・プログラムが適切であるかに関する結論、および検査で特定された重要な結果はすべて、検査報告(ROE)に記載され、書面で提示される²²。

ROEのために結論を作成・文書化する際、検査官は、検査で実行されたすべての手順について論じる必要はない。文書化したコメントでは、BSA/AMLコンプライアンス・プログラムが全体的に適切かをまず伝える。また同コメントでは、検査官が特定した結果や結論に関連のある領域やテーマについて記述する。検査官は、ROEにおける議論をサポートする上で十分に詳細な監査調書を準備する。監査調書では論じるがROEでは取り上げない項目について補足すると、当該銀行BSA/AMLコンプライアンス・プログラムの他側面と同様に、監査調書では各項目について適切に記録する。それは注目には値するが、ROEで論じるべき結果のレベルには至らないと判断される場合がある。

²² ROEには、その他の公式な監査文書、例えば監督レターなどが含まれる場合もある。

検査官は、監査調書や文書化した結論、補助的情報について、必要に応じて、内部機関のシステム内で体系づけてまとめ、参照する。

検査官は、どのような監督対応策が必要であるかを判断し、文書化する。BSA/AML検査結果には、法規制に対する違反やその他の欠陥が含まれる場合がある。BSA/AMLコンプライアンス・プログラムにおける大きな欠陥、例えば違反などは、欠陥の原因を読み手が理解できるような形でROEに記載される。当該銀行のBSA/AMLコンプライアンス・プログラムや、BSA規制要件に対する当該銀行のコンプライアンスが適切であるかに関する検査官の評価に対して、違反やその他の欠陥が影響を及ぼす程度は、課題の性質、持続期間、および重大性によって決まる。当該銀行が通常の監督プロセスの一環として、違反やその他の欠陥を修正することが、適切な監督対応策となる場合もある。そうした是正活動についても、ROEに記載されるべきである。しかし、必要な場合には、BSA規制要件に対する違反に対処するための非公式あるいは公式の執行措置を、監督機関が行う²³。

違反や欠陥は、様々な課題によって生じ得る。例えば、以下の例が挙げられる。

- 当該銀行のML/TFやその他の不正金融活動のリスクを、経営陣が適切に評価していなかった。
- 必要な方針や手順、プロセスを、経営陣が作成もしくは強化していなかった。
- 経営陣あるいは従業員が、規制要件や、銀行内部の方針や手順、プロセスを軽視、認識不足、あるいは誤解していた。
- 経営陣が、BSA/AMLコンプライアンス・プログラムを、高リスクの業務（商品やサービス、顧客、地理的拠点）の成長に適合させるように調整していなかった。
- 経営陣が、当該銀行のリスク・プロファイルに対し、十分な人材を提供していなかった。
- 経営陣が、銀行内部の方針や手順、プロセスにおける変化・変更について、適切なコミュニケーションをとっていなかった。

システミックな違反あるいは反復的な違反

システミックな違反や反復的な違反は、BSA規制要件の遵守における、本質的な欠陥、または繰り返される違反のいずれかを含む。例えば、適切なBSA/AMLコンプライアンス・プログラムを確立し維持する規制要件に対する違反が挙げられる。

²³「銀行秘密法/アンチ・マネーロンダリング要件の執行措置に関する共同声明」（付録Rを参照）に、BSAの特定の要件に関する連邦銀行規制機関による執行措置の原則についての説明がある。

BSA規制要件の遵守における本質的な欠陥、または繰り返される違反は、ML/TFやその他の不正金融活動のリスクに対する当該銀行の管理能力に悪影響を及ぼす可能性がある。システミックな違反は、システムやプロセス上の本質的な欠陥、すなわち必要な情報を取得し、分析し、維持することができなかつたり、BSAの様々な規定により求められている、顧客や口座、取引についての報告ができなかつたりする欠陥によってもたらされる。一方、反復的な違反とは、同一あるいは類似した課題が繰り返し発生することである。

システミックな違反や反復的な違反であるかを評価する際には、検査官は、関連する事実や、状況の全体性について分析しなければならない。例えば、それらの欠陥が頻繁に生じているか、定期的に生じているか、あるいは常態化しているか、また欠陥が同一あるいは類似した性質のものかといった点である。

違反がシステミックなものかを判断する際には、例えば以下の要素が検討される。

- 当該銀行業務全体と比較して、違反の件数が多いか。こうした評価は通常、取引や記録のサンプリングを通じて行われる。こうしたプロセスに基づいて、コンプライアンス違反の全体的なレベルに関する検証が行われる。しかし、たとえ違反の件数自体は少なくとも、その重大性によって、システミックなコンプライアンス違反を反映していると判断される場合もある(例：重大あるいはあまりに深刻な違反である場合)。
- 当該銀行の一連の取引や、異なる部門や部署において、同様の違反の事例が複数あるか。これは単純な計算の課題ではなく、検査官は、当該銀行組織全体を通じて特定された違反の件数、重大性、および頻度について検討する。様々な部門や部署内で特定された複数の違反が、システミックな違反の指標となる場合もあれば、そうでない場合もある。また、こうした違反については、幅広いコンテキストでの評価が必要であり、それによって、トレーニングやその他のコンプライアンス・システムにも弱点があるかを判断することができる。
- 複数の違反の相互関係(例えば、複数の違反が、当該銀行の同一領域や同一の商品ライン、同一の支店や部署、同一の従業員から生じているか)。
- 疑わしい取引に関する当該銀行のモニタリングや報告の能力に対して、その違反が及ぼす影響。
- その違反が、明文化された、あるいはされていない方針や、確立された手順、あるいは確立された手順の欠如に基づくものであると思われるか(例えば、当該銀行の通貨取引報告(CTRs)の基準値がBSA規制と一致していない場合)。
- 複数の違反に共通の発生源や原因があるか。
- 違反がソフトウェアのプログラミングや実行におけるエラーの結果であるか。

BSAに対するシステミックな違反や反復的な違反、あるいはその他の欠陥は、当該銀行のBSA/AMLコンプライアンス・プログラムの適切性に対し、悪影響を及ぼし得る²⁴。システミックなコンプライアンス違反の事例が特定された場合には、検査官はそのコンプライアンス違反を、プログラム全体(内部統制、独立テスト、任命された担当者、トレーニング)との関連において検討する。さらに、システミックなコンプライアンス違反の結果として、銀行のBSA/AMLコンプライアンス・プログラムに欠陥が生じたケースに関連する、より詳細な情報について、[付録 R – 銀行秘密法/アンチ・マネーロンダリング要件の執行措置に関する共同声明](#)を参照する。システミックな違反および重大な欠陥はすべて、当該銀行の取締役会および首脳陣に報告されるとともに、取締役会に向けたROEやその他の監査文書にて文書化される。

システミックな違反や反復的な違反のタイプとして、以下のような例が挙げられる。

- 外国コルレス勘定に関するリスクに基づいたアプローチや、必要に応じた方針や手順、管理・統制の強化を含むデュー・デリジェンス・プログラムが確立されていない。
- 米国籍でない人物のプライベート・バンキング口座に関する、適切に策定されたデュー・デリジェンス・プログラム(31 CFR 1010.620に定義)が維持されていない。
- 通貨取引報告(CTRs)や疑わしい取引報告(SAR)の報告遅延が頻繁に、あるいは定期的に、もしくは繰り返し生じている。
- CTRや疑わしい取引の報告(SARs)のデータ要素のエラーや漏れがかなりの件数生じている。
- 口座開設の際に必要な、顧客認証情報の取得や確認ができていない状態が続いている。
- 314(a)の情報請求に関する調査が完了できていない状態が続いている。
- BSAにより求められる記録の維持ができていない。

また、「銀行秘密法/アンチ・マネーロンダリング要件の執行措置に関する共同声明」では、「もし銀行組織が疑わしい取引の報告(SARs)の提出を怠り、それが潜在的な疑わしい取引を特定し調査するための当該組織の方針や手順、プロセスにおけるシステミックな機能不全を実証したり、報告提出要件に対するコンプライアンス違反のパターンや事例を示したり、重大あるいはきわめて深刻な状況を呈したりすれば、規制当局は、疑わしい取引の報告(SARs)規定違反に言及し、適切な監督措置をとる」と述べられている²⁵。

²⁴そうした違反や欠陥は、銀行業務が安全でなく健全でもない状態をもたらし得る。12 CFR Part 30 (OCC)を参照。

²⁵[付録 R – 銀行秘密法/アンチ・マネーロンダリング要件の執行措置に関する共同声明](#)

単発的な違反あるいは技術的な違反

単発的な違反や技術的な違反は、BSAコンプライアンス違反の限定的な例であり、それ以外の面では適切な方針や手順、プロセスのシステム内で発生する。単発的な違反が、重大あるいはきわめて深刻な状況を呈したり、悪意を伴うものでない限り、こうした違反は通常、深刻な法規制上の懸念につながらず、BSAコンプライアンスに関する経営陣の監督やコミットメントにも悪影響を及ぼさない。また、単発的な違反や技術的な違反に対する是正活動は、通常、当該銀行の通常業務内で行われる。

単発的な違反や技術的な違反が、銀行の各部署や部門を通じて複数生じている場合には、システミックな違反や反復的な違反の可能性がある。検査官は、単発的な違反や技術的な違反が複数生じた場合、すべての検査結果や、当該銀行の取締役会や首脳陣による監督活動、当該銀行のリスク・プロファイルのコンテキストにおいて検討する。

単発的な違反や技術的な違反のタイプとして、以下のような例が挙げられる。

- CTR提出が行われなかったり、遅れたりしているが、頻繁でも定期的でもなく、また繰り返されていない。
- 金融商品の販売取引のための完全な顧客認証情報の取得が行われなかったが、単発的な事象であり、頻繁ではない。
- 疑わしい取引の報告(SARs)データフィールドにおける不完全あるいは不正確な情報。頻繁でも定期的でもなく、また繰り返されていない。
- 必要な顧客認証情報が取得あるいは確認されなかったが、頻繁でも定期的でもなく、また繰り返されていない。
- 314(a)情報請求が完了されなかったが、故意ではなく、また繰り返されていない。

結論および検査の完了に関する検査手順

目標：

各銀行のリスク・プロファイルに照らして、BSA/AMLコンプライアンス・プログラム、およびBSA規制要件に対する当該銀行のコンプライアンスが適切であるかについての結論を下すとともに、適切な監督対応策を作成し、当該銀行に対して、BSA/AMLに関する検査結果を伝える。

1. 実行したBSA/AML検査・テスト手順から、関連する結果をすべて蓄積する。
2. 当該銀行のBSA/AMLコンプライアンス・プログラムが適切であるかについて結論を下す。検査結果や結論に関連のある領域やテーマについての書面でのコメントを、ROEのために準備する。また、ROEにおける議論をサポートするために、十分に詳細な監査調書を準備する。以下の項目について、予備的な結論を下す。
 - 各銀行が、自らのML/TFやその他の不正金融活動のリスクについて理解しているか。この点は、当該銀行のリスク評価プロセスをレビューすることで検証可能である。例えば、リスク評価によって当該銀行のML/TFや、その他の不正金融活動のリスクについての包括的な分析が提供されているか、またリスク評価が当該銀行のすべてのビジネスラインや取締役会、経営陣、適切なスタッフに提供されているかを検証する。
 - BSA/AMLコンプライアンス・プログラムが文書化され、取締役会の承認を受け、取締役会の議事録に記録されているか。
 - BSAに対するコンプライアンスを保証しモニタリングするとともに、高リスクの銀行業務(商品、サービス、顧客、地理的拠点)に適切に対処するための、BSA/AMLに関する方針や手順、プロセスが適切に策定されているか。また、当該銀行業務が同方針や手順、プロセスに適合しているか。
 - 特に高リスクの銀行業務(商品、サービス、顧客、地理的拠点)について、銀行のML/TFやその他の不正金融活動のリスクを管理し、BSAに対するコンプライアンスを保証するための、内部統制が適切に構築されているか。
 - BSA規制要件に対する当該銀行のコンプライアンスを評価し、BSA/AMLコンプライアンス・プログラムが全体として適切であるかを評価するための、独立テスト(監査)が適切であるか。ML/TFやその他の不正金融活動に関する当該銀行のリスク・プロファイル、および当該銀行の拡大活動に照らして、独立テストの全体的範囲および頻度が適切であるか。銀行の取引に関するテストが適切に行われたか、とくに高リスクの銀行業務および疑わしい取引のモニタリングシステムに対して適切に行われたか。

-
- 日常的なコンプライアンスの調整やモニタリングの責任を負うべく任命された担当者が、有能であり、方針や手順を適切に実行し、必要な権限や独立性、リソースへのアクセスを備えていたか。
 - 従業員が法規制や政策の要件に従うよう、十分にトレーニングされているか。
 - 取締役会や首脳陣が、BSA/AML規制要件を認識し、BSA/AMLコンプライアンスを適切に監督し、必要に応じて、独立テストや規制検査の結果および改善策に適宜対処するための是正活動にコミットしているか。また、取締役会や首脳陣が、銀行組織全体に対して、BSA/AMLリスク管理や内部統制の必要性を明確に伝達し、サポートしているか。
 - 方針や手順、プロセスに関するコミュニケーションが銀行全体で適切に行われているか。
 - 当該銀行の全体的なML/TFやその他の不正金融活動のリスクに照らして、BSAに対するコンプライアンスを保証およびモニタリングするBSA/AMLコンプライアンス・プログラムが適切に策定されているか。
3. ROEのために、検査で特定された欠陥や違反すべてについて文書化したコメントを準備する。また、監査調書のために、必要な監督対応策に関して文書化したコメントを準備する。これらの文書コメントでは、欠陥や違反の性質や持続期間、重大性、および当該銀行がとるべき必要な改善策について論じる。欠陥や違反が、過去にも銀行によって、あるいは独立テストによって特定されていたか、もしくは検査の結果はじめて特定されたかについても、記録する。
4. 検査担当者あるいはBSA/AML検査の責任者と、予備的結果について協議する。とくに、当該銀行と協議済み、あるいは協議予定の結果すべてについて協議する。例として、以下の項目が挙げられる。
- 当該銀行のBSA/AMLコンプライアンス・プログラム、およびBSA規制要件に対する当該銀行のコンプライアンスが適切であるかに関する結論。
 - 特定された欠陥や違反および課題の重大性の評価
 - 違反や欠陥を修正するために銀行が行うべきアクション
 - 必要に応じて、監督対応策に関する予備的な提言
 - 規制当局が、BSA規制要件違反に対処するために公式あるいは非公式の執行措置を取る必要がある場合には、検査官は、規制当局の適切な監督担当者および法務担当者とその旨を協議する。